

フェスタ i nかわげ 2025 物品販売出店者募集要項

- 1 趣 旨 来場者が長い間会場に滞在しイベントを満喫してもらうことを目的に、地域資源を改めて知る機会の一つとして、地域の事業者が地域特産品等の販売や飲食物の提供をします。
また、地域資源の再発見や地域住民の交流を目的に、地域で活動する個人や団体・グループ（以下「団体等」という。）が、地域特産品やハンドメイド加工品等の展示販売、ものづくり体験等のワークショップを実施します。
- 2 日 時 令和7年11月30日（日）午前10時から午後3時まで
- 3 出店場所 フェスタ i nかわげ会場（河芸公民館南駐車場）
※出店内容や状況等により河芸第1グラウンドなど町民の森公園内の場所に
出店していただく場合があります。
- 4 出店料 次の費用の合計とします。
(1) 固定出店料 ① テント 1張分：1,000円 1張の半分：700円
② 三方幕 一律2,000円
③ 備品追加分 長机：800円／台 いす：300円／脚
(2) 変動出店料 売上げの5%（10円未満切捨て）
※詳細は「8 出店条件及び注意事項」をご覧ください。
- 4 募集対象 (1) 地域特産品等の販売や飲食物の提供 15店舗
河芸地域または津地域北部に事業所がある事業者
（代表者等が河芸地域に在住している場合も含む。）
(2) 地域特産品やハンドメイド加工品等の展示販売、ものづくり体験等の
ワークショップ 6店舗
河芸地域または津地域北部で活動する個人または団体等
（団体等は、代表者等や構成員の多数が河芸地域に在住している場合も含む。）
- 6 応募方法 別紙「応募用紙（同意書含む。）」に必要事項を記入の上、応募先へ直接提出、
郵送、FAXまたはE-mailにて応募してください。
なお、郵送、FAXまたはE-mailの場合には、必ず電話連絡により到着確認を
行ってください。
- 7 応募締切 **令和7年8月18日（月）午後5時**必着
- 8 出店条件及び注意事項
(1) フェスタ i nかわげ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が用意するテントの大きさは2間×3間（3.6m×5.4m）です。
(2) テント内において、事業内容のPR活動を行うことができます。
(3) テントに張る三方幕は実行委員会が用意しますので、臨時営業許可等の許可条件として必要な出店者は、4の料金を負担してください。それ以外の出店者もご希望があれば、負担していただくことにより用意します。
なお、会場内の統一性の観点から、間仕切り等の持込みはできますが、テントに張る幕の持込みはできません。

(4) 長机1台、パイプいす2脚は実行委員会が用意します。それ以上必要な出店者は、4の料金を負担していただければ実行委員会で用意します。

また、出店者が用意することもできますが、シールを貼るなど、実行委員会が用意したものと区別できるようにしてください。

万一、実行委員会が用意した机やいすを過失等により持ち帰った場合には、違約金が発生する場合がありますため、その分を出店者に請求することがあります。

(5) 実行委員会で用意する電源は100Vが基本です。必要な出店者とは別途調整しますが、全体量の都合上、ご要望に応じられない場合があります。

(6) 調理等に使用する水やフライヤーなどの調理器具、ガスボンベ、タンクなどの手洗設備等給排水、また、釣銭、看板、のぼり旗などは出店者が用意してください。

(7) 出店の可否及び場所等については、実行委員会が選考、調整を行い、決定します。決定後に結果をお知らせします。

また、応募者多数の場合には、選考や調整のほか、抽選により決定します。その際、河芸地域の事業者や団体等・個人を優先します。

なお、選考、調整、抽選の結果について、いかなる異議等も受け付けません。

(8) 実行委員会や施設管理者の指示に従ってください。

同行者や協力者などの関係者も含め、実行委員会や施設管理者の指示に従わない場合には、次回以降の出店をお断りさせていただくことがあります。

(9) 1の趣旨をご理解の上、お互い気持ちよく過ごせるようマナーを守って出店してください。

(10) 飲食物の販売等を行う場合に必要な許可や届出等（保健所への臨時営業許可や食品販売の届出等）は、出店者が費用を負担の上、手続してください。

(11) 発電機を含め火気等使用に係る会場全体の届出書を消防署へ提出しますので、内容等の報告をお願いします。

また、有効期限内の消火器を持ち込み、適切な場所に設置してください。当日イベント開始前に消防署による査察がありますので、ご協力をお願いします。

(12) 食中毒や感染症防止のため対策（手指消毒や手洗の励行等）を徹底してください。

なお、販売時のマスク着用は任意です。出店者の判断にお任せします。

(13) 飲食物の賞味期限、または消費期限等の食品表示は適切に行ってください。

(14) アルコール飲料（酒類）は販売できません。また、準備や片付け等も含め会場内への持込みや飲酒を禁止します。

(15) 会場内は禁煙です。

(16) 販売物品や調理器具などを搬入後、車両はすみやかに移動し、実行委員会が指示した場所に駐車してください。

(17) 売れ残った商品、出店の際に出たごみは必ず持ち帰ってください。会場内に設置してあるごみ箱は来場者用のもののため利用できません。

また、出店場所が汚れた場合には責任を持って清掃してください。

(18) 当日に実行委員会が撮影した写真等は、広報用として使用させていただきますので、承諾の可否を応募用紙に記入してください。

ただし、実行委員会が事業内容を記録・分析・報告等するために当日の準備・販売・片付け等の様子を撮影、また、撮影した写真等を使用します。

9 その他

- (1) 出店代表者会議を9月中・下旬頃に開催し、出店の内容や場所等の調整を行いますので、出席していただきますようお願いします。

その際に、固定出店料をお支払いいただきますので、ご準備をお願いします。

また、FAX・E-mailにて応募された方は、その際に同意書原本を提出してください。

- (2) イベント終了後、売上報告書を提出するとともに変動出店料をお支払いください。
- (3) イベントPRのため、出店者のホームページ等に掲載されている写真等を提供していただく場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (4) 朝陽中学校の生徒による出店が予定されています。また、希望する店舗等に「職場体験」として朝陽中学校の生徒が入る予定をしていますので、受入れの可否等を応募用紙に記入してください。

なお、生徒は午前・午後交代の方針です。一日通してのご希望がある場合には、応募用紙の「実行委員会への連絡事項」の欄に理由も含めて記載してください。

- (5) 応募用紙が受理され、実行委員会で出店が決定した際には、開催時間中は必ず出店（営業）を行ってください。ただし、やむを得ず出店ができなくなった場合には、理由を記載した辞退届（任意様式）にて実行委員会へすみやかに報告してください。
- (6) 自然災害や不測の事態、天候により開催中止、規模縮小等になった場合に生じた派生的、付随的損害（営業上の利益の損失や損害を含む。）について、実行委員会は一切責任を負いません。
- (7) 出店者等の個人情報は、「フェスタ i nかわげ」に関するもののみに使用し、事前に承諾していただいている場合、及び法令に基づき開示を請求されたときなど正当な理由がある場合を除き、第三者に開示または提供しません。
- (8) 実行委員会から事業内容について記録・分析・報告等をするため、また、施設管理者から施設管理上必要なため、資料の提出や報告等を求められた場合には、出店責任者の名のもとに責任を持って対応してください。
- (9) 出店者同士や来場者等とのトラブル等が発生した場合には、当事者間で解決していただくようお願いします。実行委員会は一切の責任を負いません。
- (10) チラシや貼り紙等の設置を含め、政治活動や宗教活動はできません。

【ご応募・お問い合わせ先】

フェスタ i nかわげ実行委員会事務局（河芸総合支所地域振興課総務担当内）

〒510-0392 津市河芸町浜田 808 番地 河芸庁舎 3 階

電 話 059-244-1701 FAX 059-245-0004

E-mail festainkawage@gmail.com （すべて英小文字）